

# 富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 25 日

商工労働部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成 17 年富山市規則第 36 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク施設 ICT (情報通信技術) を活用して働くことができるスペースをいう。
- (2) 認定こども園等 市内において運営する保育所、認定こども園、地域型保育事業をいう。
- (3) 連携 認定こども園等が、テレワーク施設を利用する者の子どもを預かることができる体制を整備することをいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、仕事と子育てが両立できる環境整備を目的に、子育て中の保護者が安心してテレワークできるよう、認定こども園等と連携したテレワーク施設の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、市内に事業所を有する法人で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内において、認定こども園等と連携したテレワーク施設を新たに整備すること。
- (2) 雇用保険の適用事業主であること。
- (3) 市税（法人市民税等）の滞納がないこと。ただし、減免されている場合はこの限りでない。
- (4) 他の機関から同種の補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者とはしない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する営業及びそれらに類似する業種を営む者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者又は同条第 6 号に規定する暴力団の構成員である者
- (3) その他市長が不適当と認める者

(補助事業の要件)

第5条 テレワーク施設は、次の各号に掲げる要件に該当する施設でなければならない。

- (1) 連携する認定こども園等と近接する場所にあること。
- (2) 常時、3名以上がテレワークを実施できること。
- (3) 開設後、5年以上運営を継続することが見込まれること。
- (4) 利用者の情報漏洩等に対するセキュリティが確保されたものであること。
- (5) オンライン会議を実施できる環境を整えること。

2 連携する認定こども園等において、テレワーク施設利用者分として、常時3人以上の一時預かり保育の受入が可能であること。

3 連携する認定こども園等とテレワーク施設を運営する法人が異なる場合は、連携する手法について事前に市長に相談すること。

(補助金の対象経費等)

第6条 補助金の対象経費、補助率及び上限額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 対象経費

ア 内装工事費

イ 電話・インターネット回線工事費

ウ 備品購入費(消耗品は除く。)

エ 情報セキュリティ対策費(入退室管理装置の設置費を含む。)

ただし、アからエの合計が30万円以上の経費(消費税及び地方消費税額を除く)。

(2) 補助率 1/2

(3) 上限額 50万円

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、テレワーク施設の工事に着手する予定の日までに、富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 法人登記簿謄本

(4) 雇用保険の適用事業主であることが確認できるもの

(5) 対象となる法人の市税(法人市民税等)の納税証明書又は減免通知書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 本補助金は、1事業主につき1回のみ申請できるものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、速やかにその内容を審査し、当該申請者に対し、その旨を富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付条件)

第9条 規則第6条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する対象経費の配分又は補助事業の内容を変更又は中止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業者の名称、所在地、代表者が変更した場合は、速やかに市長に報告すること。
- (3) 本補助金により整備されたテレワーク施設は、他の用途に使用しないこと。

(補助事業の変更等の承認申請)

第10条 補助事業者は、前条の規定により市長の承認を求める場合は、富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金変更(中止)交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を変更又は取り消したときは、当該申請者に対し、その旨を富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)又は富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金取消決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第15条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する交付条件に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から5年を経過する日までに、正当な理由なく当該テレワーク施設を移設し、またはその事業を著しく縮小し、休止し、廃止したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長の指示に従わないとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第16条の規定に基づき、期限を定めて、その返還を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、規則第12条の規定により、補助事業が完了したときは、富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付して、補助事業完了の日から10日以内又は市の会計年度終了の日のいずれか早い日(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。)ま

でに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 9 号）
- (2) 収支決算書（様式第 10 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（補助金額の確定）

第 1 4 条 市長は前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行ったうえで、補助金額を確定し、富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金額確定通知書（様式第 11 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第 1 5 条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。

（細則）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先） 富山市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
【担当者及び連絡先】  
担当者  
連絡先

富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金交付申請書

富山市補助金等交付規則及び富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金交付要綱を確認の上、テレワーク施設を整備したいので、富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金を交付されるよう、同要綱第 7 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 法人登記簿謄本
- 4 雇用保険の適用事業主であることが確認できるもの
- 5 市税（法人市民税等）の納税証明書又は減免通知書の写し
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

## 事業計画書

### 1. 法人情報

|           |   |
|-----------|---|
| 商号又は名称    |   |
| 代表者職氏名    |   |
| 市内事業所の所在地 |   |
| 全従業員数     | 人 |
| 主な事業      |   |

### 2. テレワーク施設の概要

|             |           |                          |       |
|-------------|-----------|--------------------------|-------|
| 名称          |           |                          |       |
| 所在地         | 富山市       |                          |       |
| 開設年月日       | 年 月 日（予定） | 定員及びテレワーク利用者分の一時預かり保育の定員 | 人（予定） |
| 開設の動機       |           |                          |       |
| 想定される利用者等   |           |                          |       |
| 周知方法        |           |                          |       |
| 連携する認定こども園等 | 名称        |                          |       |
|             | 所在地       | 富山市                      |       |

### 3. 工事の概要

|         |  |
|---------|--|
| 予定工事期間  | 着 工                      年   月   日   ～   完 成                      年   月   日            |
| 設置の種類   | イ.新 築                      ロ.増 築                      ハ.改 築                      ニ.その他 |
| 工 事 内 容 |  |

- 添付書類
- (1) テレワーク施設の付近見取図、配置図及び平面図の写し
  - (2) 建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の写し（同法の適用を受ける場合のみ）
  - (3) 内装工事費、電話・インターネット回線工事費、備品購入費及び情報セキュリティ対策費（入退室管理装置の設置費を含む。）の見積書の写し
  - (4) 借地上に設置する場合は、賃貸借契約書又は敷地の所有者の建築に関する承諾書の写し
  - (5) 工事施設の建物登記簿謄本
  - (6) 既存の建物を改築する場合は、改築前の平面図及び写真図並びに改築図面
  - (7) 建物を賃借する場合は、賃貸借契約書
  - (8) 賃借した建物を増築・改築する場合は、増築・改築の承諾書
  - (9) その他市長が必要と認める書類

## 収 支 予 算 書

### 1 収入の部

| 区 分    | 予算額 | 備考 |
|--------|-----|----|
| 事業主負担分 | 円   |    |
| 市補助金   |     |    |
| その他    | 円   |    |
| 計      | 円   |    |

※その他の場合は、負担者や内訳について備考欄にご記入ください。

### 2 支出の部（税抜き）

| 区 分 | 予算額 | 備考 |
|-----|-----|----|
|     | 円   |    |
|     |     |    |
|     |     |    |
|     |     |    |
|     |     |    |
|     |     |    |
|     |     |    |
|     |     |    |
|     |     |    |
| 計   | 円   |    |

※収入金額と支出金額は一致させてください。



様式第 4 号（第 8 条関係）

富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金については、富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

補 助 金 額 円

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金等を他の用途に使用したとき。
- （3）市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- （4）補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （5）補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

年 月 日

（宛先） 富山市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
【担当者及び連絡先】  
担当者  
連絡先

富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金変更（中止）交付申請書

年 月 日付け富山市指令商労第 号により交付決定のありました富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金について、事業計画等を変更（中止）したので、富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更（中止）理由及び内容

2 変更前交付申請額 円  
変更後交付申請額 円

3 添付書類 事業計画書  
収支予算書  
その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 10 条関係）

富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

富山市長

印

年 月 日付けで申請のありました富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、年 月 日付け富山市指令商労第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

補 助 金 額 円

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金等を他の用途に使用したとき。
- （3）市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- （4）補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （5）補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

様式第7号（第10条関係）

富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

富山市長

印

年 月 日付けで申請のありました富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、年 月 日付け富山市指令商  
第 号の補助金額 円の交付の決定を取消しましたので通知します。

記

交付決定額 円  
取消額 円

(宛先) 富山市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
【担当者及び連絡先】  
担当者  
連絡先

富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け富山市指令商労第 号により交付決定のあった富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金については、富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、その実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

・補助金振込先 (※申請者本人の口座を記載してください)

|        |         |      |               |
|--------|---------|------|---------------|
| 金融機関名  |         | 本支店名 |               |
| 預金種別   | 普通 ・ 当座 |      |               |
| (フリガナ) |         |      |               |
| 口座名義人  |         |      |               |
| 口座番号   |         |      | (左詰で記入してください) |

## 事業実績書

### 1. テレワーク施設の概要

|                 |     |       |                              |   |
|-----------------|-----|-------|------------------------------|---|
| 名称              |     |       |                              |   |
| 所在地             |     | 富山市   |                              |   |
| 開設年月日           |     | 年 月 日 | 定員及びテレワーク利用者<br>分の一時預かり保育の定員 | 人 |
| 連携する認定<br>こども園等 | 名称  |       |                              |   |
|                 | 所在地 | 富山市   |                              |   |

### 2. 工事の概要

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 工事期間  | 着工 年 月 日 ～ 完成 年 月 日                 |
| 設置の種類 | イ.新築      ロ.増築      ハ.改築      ニ.その他 |

- 添付書類
- (1) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写（同法の適用を受ける場合のみ）
  - (2) 建物登記簿謄本（新たに建築した場合）
  - (3) 内装工事費、電話・インターネット回線工事費、備品購入費及び情報セキュリティ対策費（入退室管理装置の設置費を含む。）の請求書及び領収書の写し
  - (4) 平面図の写し
  - (5) テレワーク施設の全体がわかる写真並びに室内の写真
  - (6) テレワーク施設の利用条及び連携状況を明らかにする書類の写し
  - (7) その他市長が必要と認める書類

## 収 支 決 算 書

1 収入の部

| 区 分    | 予算額<br>(A) | 決算額<br>(B) | 比較増減<br>(B)−(A) | 備考 |
|--------|------------|------------|-----------------|----|
| 事業主負担分 | 円          | 円          | 円               |    |
| 市補助金   | 円          | 円          | 円               |    |
| その他    | 円          | 円          | 円               |    |
| 計      | 円          | 円          | 円               |    |

※その他の場合は、負担者や内訳について備考欄にご記入ください。

2 支出の部 (税抜き)

| 区 分 | 予算額<br>(A) | 決算額<br>(B) | 比較増減<br>(B)−(A) | 備考 |
|-----|------------|------------|-----------------|----|
|     | 円          | 円          | 円               |    |
| 計   | 円          | 円          | 円               |    |

※収入金額と支出金額は一致させてください。

様式第 11 号（第 14 条関係）

富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

富山市長

印

年 月 日付け富山市指令商労第 号により交付決定のあった富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金については、富山市子育て連携テレワーク施設整備支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金額

円